食品衛生法に基づく営業届出施設現況調査

・営・営・電・電	出施設に係る基本情報】 業者氏名 : (法人にあっては代表者名:) 業者住所 : 話番号 : 浦名称等 :
問 1	現在の営業状況について、該当するものを〇で囲んでください。※ 1 ① 営業中 ②休止中 ③廃業(廃業年月日:令和年月日)
【問	1において「③廃業」を選択された場合は、問2以降への回答は不要です。】
問2	以下の届出業種のうち、最も該当する業種1つを〇で囲んでください。※2 (複数回答不可。統計法に基づく経済センサスにご回答されている事業者につきましては、活動調査の産業分類を参考にしてご回答ください。) ① 魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売) ② 食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売) ③ 乳類販売業 ④ 氷雪販売業 ⑤ 弁当販売業 ⑥ 野菜果物販売業 ⑦ 米穀類販売業 ⑧ 通信販売・訪問販売による販売業 ⑨ コンビニエンスストア ⑩ 百貨店、総合スーパー ⑪ その他の食料・飲料販売業 ⑫ その他 ()
問3	食品衛生責任者の氏名を教えてください。 また、その方が該当する資格要件を○で囲んでください。※3 氏名:

問 4	上記(表面	直上部)の	【届出施設に係	る基本情報】	のうち、	変更されてし	いる項目があれば	、その項目
	を〇で囲み、	新・旧を	具体的に記載く	ださい。※	4			

項目:① 営業者	f氏名(代表者氏名を含	む) ② 営業者住所	③ 電話番号

④ 店舗名称等 ⑤ 店舗所在地

新	:			
旧	:			
	+	えなければ、	メールアドレスのご記入をお願いします。	

※ 差し支えなけれは、

メールアドレス:

問5 次のうち、実施している衛生管理をすべて〇で囲んでください。※5

- ① 日常的な衛生管理の実施
- ② 衛生管理計画(書類)の作成
- ③ 日報等の衛生管理記録(実施記録)の作成

以上で、調査終了となります。

- ※1 問1において「③廃業」を選択された場合は、保健所が管理する台帳上で「廃止施設」として取り 扱われます。営業を再開する場合は、厚生労働省の食品衛生申請等システムを活用するなどして、改 めて保健所に営業届出を提出してください。
- ※2 すでに1施設で複数の営業届出がなされている施設については、問2で回答のあった届出業種の みの届出施設として台帳上の整理をさせていただきます。

なお、厚生労働省の食品衛生申請等システムを使用して営業届出がなされている場合、システム上 の情報を保健所の代理入力により修正等させていただきます。修正等が完了した際、システムから登 録連絡先へ情報が変更された旨通知されることがありますので、ご承知おき願います。

- ※3 営業届出施設には、資格を有する食品衛生責任者の設置が必要となります。資格要件を満たす者が いない場合は、食品衛生責任者養成講習会(別紙「食品衛生責任者養成講習 e ラーニングのご案内」 参照)を受講してください。
- ※4 本調査への回答以降、【届出施設に係る基本情報】等に変更があった場合又は廃業した場合は、速 やかに稚内保健所生活衛生課に申し出てください。
- ※5 原則、全ての施設において衛生管理計画の作成と衛生管理記録の実施をしなければなりません。厚 生労働省のホームページに各種手引書が掲載されておりますので参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

rt 全 友 好 .	
店舗名称:	店舗所在地: